

第7号議案 その他(報告事項)

班長輪番制について

現在、各班の班長は班の推薦により選出する「会則 第 10 条(3)」となっており、毎回各班より報告されているが、推薦の方法が確立されておらず1年または2年の輪番の班や、ノミネートされた数人の中から承諾した者になる班、交代者を選べず已む無く同人が引き続き班長となっている班など様々である。

自治会としては、様々な方に班長(役員)を経験していただき、新しい風(考え)を吹き込んでもらいマンネリ化を払拭したいと考え、2025年1月18日に臨時の理事会にて協議の上、現在の組長制と同様な班長の輪番制導入を決定いたしました。

理事会合意事項

1. 各班の班長は輪番制とする。但し班長の持ち回り方が(暗黙のうちにでも)決まっている班については干渉しない。
2. 輪番制の開始は2026年4月からとする。
3. 2025年中に班ごとに集合していただき周知する。
4. 本案を第50回総会で公表する。

輪番制実施に向かい検討すべきこと

1. 輪番制とする班長の任期
会則10条(3)(役員)の任期は2年とし再選を妨げない)
2. 各班の具体的な輪番の順番
3. 本件が自治会規約の改正を必要とするか

上記に係わらず、本年度の班長は従来の手順で決定されております。今後、現在の班長だけで次の班長を決められない場合は理事会として全面的に協力いたします

以 上